

厚生労働省
群馬労働局発表
令和6年12月20日

【照会先】

群馬労働局 職業安定部 職業対策課
課長 小林 弘 樹
地方障害者雇用担当官 梅澤 正 樹
(電 話) 027-210-5008

報道関係者 各位

令和6年 障害者雇用状況の集計結果

～ 県内の民間企業、雇用障害者数・実雇用率いずれも過去最高を更新 ～

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対し常時雇用する従業員の一定割合以上の障害者の雇用を義務づけており、群馬労働局（局長 上野 康博）においては、法定雇用率未達成の企業・公的機関等に対し雇用率達成指導を強力に推進するとともに、同法に基づき対象となる県内の企業・公的機関等から6月1日現在における障害者の雇用状況についての報告を求めています。

今般、この「障害者雇用状況」に関する令和6年の集計結果をとりまとめましたので、公表します。

また、令和8年7月1日から障害者の法定雇用率が0.2%引き上げられ2.7%となることから、群馬労働局・ハローワークでは、引き続き法定雇用率達成に係る指導・助言を行うとともに、障害者の方が希望や能力・適性を十分に活かし、その特性等に応じて活躍できるよう障害者雇用対策を推進してまいります。

【集計結果のポイント】

<民間企業（法定雇用率 2.5%）>（対象企業数：1,887社）

○雇用障害者数、実雇用率、いずれも過去最高を更新。

- ・雇用障害者数は 6,953.0人（前年の 6,512.0人から 441.0人増加）
- ・実雇用率は 2.35%（前年の 2.28%から0.07ポイント上昇）
- ※ 全国平均は 2.41%（前年の 2.33%から 0.08ポイント上昇）

○法定雇用率達成企業の割合は、53.2%（前年の 56.1%から2.9ポイント低下）

※ 全国平均は 46.0%（前年の 50.1%から 4.1ポイント低下）

<公的機関>（同 2.8%、教育委員会は 2.7%）

- ・群馬県の機関（5）：雇用障害者数は 190.5人（前年 188.5人）、実雇用率 2.87%（前年 2.90%）
- ・市町村等の機関（39）：雇用障害者数は 513.5人（前年 493.0人）、実雇用率 2.64%（前年 2.54%）
- ・群馬県等の教育委員会（6）：雇用障害者数は 391.0人（前年 367.5人）、実雇用率 2.84%（前年 2.65%）

<地方独立行政法人等>（同 2.8%）

- ・地方独立行政法人（4）：雇用障害者数が 12.5人（前年 9.5人）、実雇用率 3.01%（前年 2.32%）

1 民間企業における雇用状況

○ 対象企業数 1,887 社 (前年 1,717 社)

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

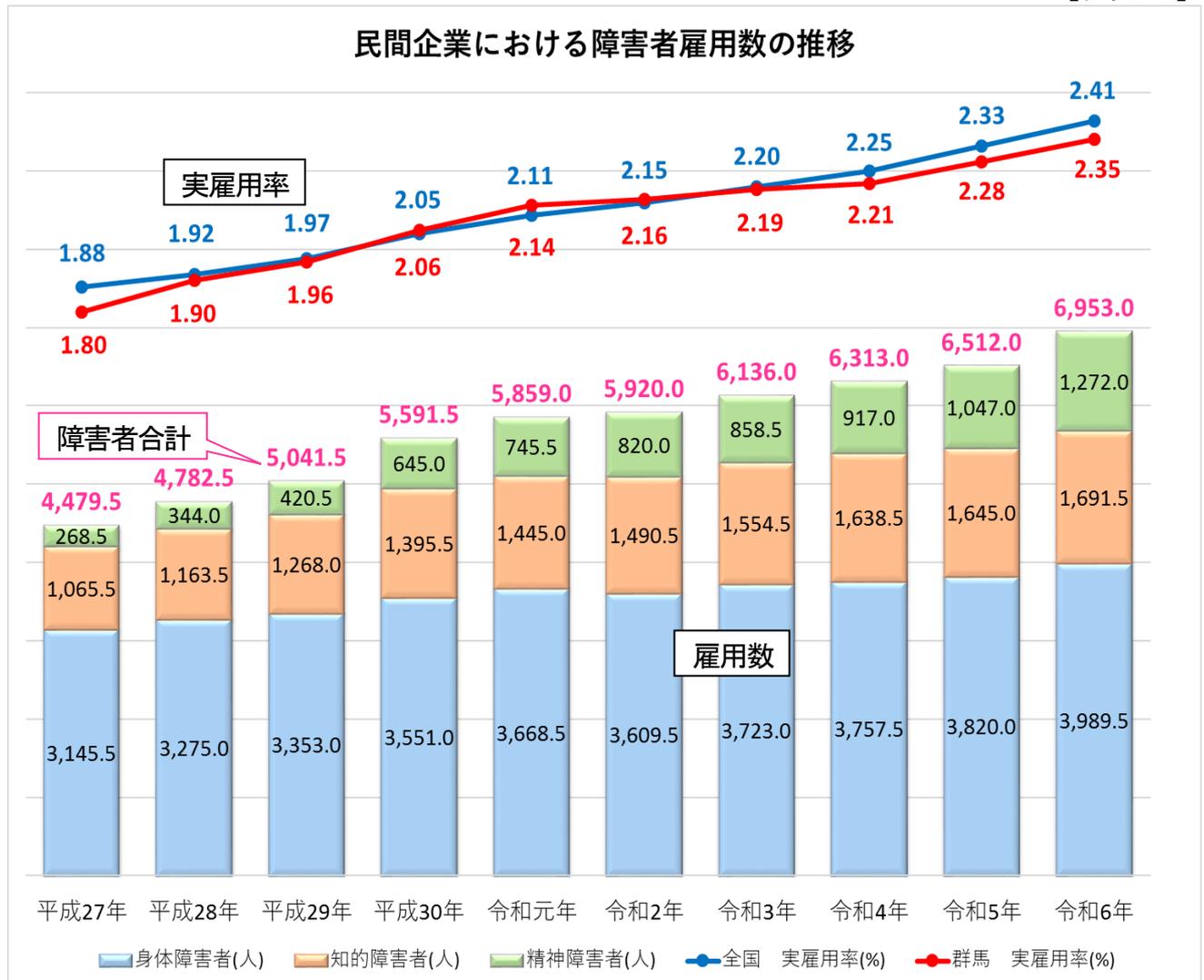
民間企業 (40.0人以上規模の企業：法定雇用率 2.5%) において雇用されている障害者の数は前年より6.8% (441.0人) 増加し 6,953.0人 (前年 6,512.0人) となり、22年連続で過去最高を更新した。このうち、身体障害者は 3,989.5人 (前年比 4.4%増、169.5人増)、知的障害者は 1,691.5人 (同 2.8%増、46.5人増)、精神障害者は 1,272.0人 (同 21.5%増、225.0人増) であった。

実雇用率は 2.35% (前年 2.28%) で、12年連続で過去最高を更新したが、全国平均を0.06ポイント下回った (全国平均は 2.41% (同 2.33%))。

法定雇用率達成企業の割合は 53.2% (同 56.1%) と前年から 2.9ポイント低下したが、全国平均は7.2ポイント上回った (全国平均は、46.0% (同 50.1%))。

[総括表 1、詳細表 1(1)]

【グラフ1】



○ 企業規模別の雇用状況

企業規模別にみると雇用されている障害者の数は、40.0人から43.5人未満企業規模で68.0人（令和6年より新規項目）、43.5人～100人未満企業規模で1,371.5人（前年比8.9%増）、100人～200人未満企業規模で1,306.5人（同7.2%増）、200人～300人未満企業規模で695.0人（同1.1%増）、300人～500人未満企業規模で890.0人（同4.4%増）、500人～1,000人未満企業規模で746.5人（同0.1%減）、1,000人以上企業規模で1,875.5人（同7.4%増）となった。

実雇用率は、40.0人から43.5人未満企業規模で1.45%（令和6年より新規項目）、43.5人～100人未満企業規模で2.05%（前年2.01%）、100人～200人未満企業規模で2.51%（同2.31%）、200人～300人未満企業規模で2.37%（同2.29%）、300人～500人未満企業規模で2.51%（同2.44%）、500人～1,000人未満企業規模で2.29%（同2.30%）、1,000人以上企業規模で2.49%（同2.41%）となった。

〔詳細表 1(2)〕

○ 産業別の雇用状況

産業別にみると、雇用されている障害者の数は「電気・ガス・熱供給・水道業」以外の産業で増加した。

〔詳細表 1(3)〕

○ 法定雇用率未達成企業の状況

令和6年の法定雇用率未達成企業は884社。そのうち、不足数が0.5人又は1人である企業が、636社（71.9%）となっている。

また、障害者を1人も雇用していない企業（0人雇用企業）は528社であり、法定雇用率未達成企業に占める割合は、59.7%となっている。

さらに、0人雇用企業のうち、40人から100人未満の企業が490社となっており、0人雇用企業に占める割合は、92.8%となっている。

〔詳細表 1(5)〕

（注）「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。

また、短時間労働者である重度身体障害者及び重度知的障害者、精神障害者（当分の間）については、1人を1カウントとしている。

なお、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については、法律上1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

さらに、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、令和6年度より法律上1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントしている。

特定短時間労働者とは1週間の労働時間が10時間以上20時間未満の労働者を指す。

2 地方公共団体における在職状況

(1) 群馬県の機関 対象機関5機関（前年4機関）

群馬県の機関（法定雇用率 2.8%）に在職している障害者の数は 190.5人（前年188.5人）で、実雇用率は 2.87%（前年 2.90%）であった。

〔総括表 2(1)、詳細表 2(1)〕

(2) 市町村等の機関 対象機関39機関（前年39機関）

市町村の機関（35機関）（法定雇用率 2.8%）に在職している障害者の数は 496.5人（前年 477.0人）で、実雇用率は 2.68%（前年 2.57%）であった。

未達成は、5市（前橋市、太田市、沼田市、藤岡市、安中市）、4町（吉岡町、中之条町、長野原町、みなかみ町）、1村（南牧村）であったが、前橋市、沼田市、安中市、吉岡町は現在達成している。

〔総括表 2(2)、詳細表 2(4)〕

その他の機関（4機関）（法定雇用率 2.8%）に在職している障害者の数は17.0人（前年 16.0人）で、実雇用率は 1.88%（前年 1.79%）であった。

未達成は、伊勢崎市病院事業であった。

〔総括表 2(2)、詳細表 2(5)〕

(3) 群馬県等の教育委員会 対象教育委員会6教育委員会（前年6教育委員会）

群馬県教育委員会（法定雇用率 2.7%）に在職している障害者の数は 333.0人（前年 308.0人）で、実雇用率は 2.85%（前年 2.63%）であった。

市町村の教育委員会（5機関）（法定雇用率 2.7%）に在職している障害者の数は 58.0人（前年 59.5人）で、実雇用率は 2.78%（前年 2.70%）であった。

未達成は、利根沼田学校組合教育委員会、甘楽町教育委員会であった。

〔総括表 2(3)、詳細表 2(2)、(3)〕

3 地方独立行政法人等における雇用状況

地方独立行政法人（4法人）

地方独立行政法人等の機関（法定雇用率 2.8%）に在職している障害者の数は 12.5人（前年 9.5人）で、実雇用率は 3.01%（前年 2.32%）であり、未達成法人はなかった。

〔総括表 3、詳細表 3〕

1 民間企業における雇用状況

○ 対象企業数1,887社（前年1,717社）

○ 法定雇用率達成企業の割合、雇用障害者数、実雇用率

- ・ 群馬県の法定雇用率達成企業割合は53.2%と全国水準を上回った。
- ・ 雇用障害者数は 6,953.0人と、過去最高となった。
- ・ 群馬県の実雇用率は 0.07ポイント上昇し、2.35%となった。

(単位：人、%、ポイント)

	法定雇用率達成企業割合		雇用障害者数（群馬）				実雇用率	
	群馬	全国	合計	身体	知的	精神	群馬	全国
令和6年	53.2	46.0	6,953.0	3,989.5	1,691.5	1,272.0	2.35	2.41
令和5年	56.1	50.1	6,512.0	3,820.0	1,645.0	1,047.0	2.28	2.33
増減数(ポイント)	▲ 2.9	▲ 4.1	441.0	169.5	46.5	225.0	0.07	0.08
増減率	-	-	6.8%	4.4%	2.8%	21.5%	-	-

○ 企業規模別の状況

(単位：人、%、ポイント)

	法定雇用率達成企業割合			雇用障害者数				実雇用率		
	令和6年	令和5年	増減	令和6年	令和5年	増減数	増減率	令和6年	令和5年	増減
規模計	53.2	56.1	▲ 2.9	6,953.0	6,512.0	441.0	6.8	2.35	2.28	0.07
40.0～43.5未満	40.7	-	-	68.0	-	-	-	1.45	-	-
43.5～100未満	53.0	54.1	▲ 1.1	1,371.5	1,259.0	112.5	8.9	2.05	2.01	0.04
100～200未満	61.3	60.4	0.9	1,306.5	1,219.0	87.5	7.2	2.51	2.31	0.20
200～300未満	50.8	60.3	▲ 9.5	695.0	687.5	7.5	1.1	2.37	2.29	0.08
300～500未満	49.5	54.0	▲ 4.5	890.0	852.5	37.5	4.4	2.51	2.44	0.07
500～1,000未満	39.6	54.7	▲ 15.1	746.5	747.5	▲ 1.0	▲ 0.1	2.29	2.30	▲ 0.01
1,000以上	42.9	57.7	▲ 14.8	1,875.5	1,746.5	129.0	7.4	2.49	2.41	0.08

○ 産業別の状況

(単位：人、%、ポイント)

	法定雇用率達成企業割合			雇用障害者数				実雇用率		
	令和6年	令和5年	増減	令和6年	令和5年	増減数	増減率	令和6年	令和5年	増減
産業計	53.2	56.1	▲ 2.9	6,953.0	6,512.0	441.0	6.8	2.35	2.28	0.07
農、林、漁業	66.7	72.7	▲ 6.0	22.0	21.0	1.0	4.8	2.13	2.43	▲ 0.30
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	100.0	0.0	4.0	3.0	1.0	33.3	3.60	2.78	0.82
建設業	42.9	50.0	▲ 7.1	162.0	154.0	8.0	5.2	2.12	2.13	▲ 0.01
製造業	59.1	62.7	▲ 3.6	2,073.0	1,962.5	110.5	5.6	2.38	2.29	0.09
電気・ガス・熱供給・水道業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.00	0.00	0.00
情報通信業	37.9	56.5	▲ 18.6	77.5	73.0	4.5	6.2	1.76	1.87	▲ 0.11
運輸業、郵便業	59.1	60.5	▲ 1.4	361.5	337.0	24.5	7.3	2.61	2.63	▲ 0.02
卸売業、小売業	42.7	43.9	▲ 1.2	1,599.0	1,436.0	163.0	11.4	2.26	2.17	0.09
金融業、保険業	44.4	38.9	5.5	203.5	203.0	0.5	0.2	2.16	2.12	0.04
不動産業、物品賃貸業	34.4	44.0	▲ 9.6	63.5	62.0	1.5	2.4	1.63	1.78	▲ 0.15
学術研究、専門・技術サービス業	43.6	45.7	▲ 2.1	58.0	49.0	9.0	18.4	1.55	1.39	0.16
宿泊業、飲食サービス業	55.9	55.1	0.8	93.0	73.5	19.5	26.5	1.88	1.68	0.20
生活関連サービス業、娯楽業	47.6	53.7	▲ 6.1	198.5	197.0	1.5	0.8	3.48	3.44	0.04
教育、学習支援業	36.1	36.4	▲ 0.3	70.0	60.0	10.0	16.7	1.61	1.45	0.16
医療、福祉	60.5	62.8	▲ 2.3	1,317.5	1,280.5	37.0	2.9	2.74	2.71	0.03
複合サービス業	52.6	47.4	5.2	90.0	84.5	5.5	6.5	2.15	1.97	0.18
サービス業	45.0	46.4	▲ 1.4	560.0	516.0	44.0	8.5	2.07	1.96	0.11

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る）である。

- 民間企業 ……

一般の民間企業 ……………	2. 5%
(40.0人以上規模の企業)	
特殊法人等 ……………	2. 8%
〔労働者数36.0人以上規模の特殊法人 独立行政法人、国立大学法人等〕	

- 国、地方公共団体 …………… 2. 8%
(36.0人以上規模の機関)

- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 7%
(37.5人以上規模の機関)

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

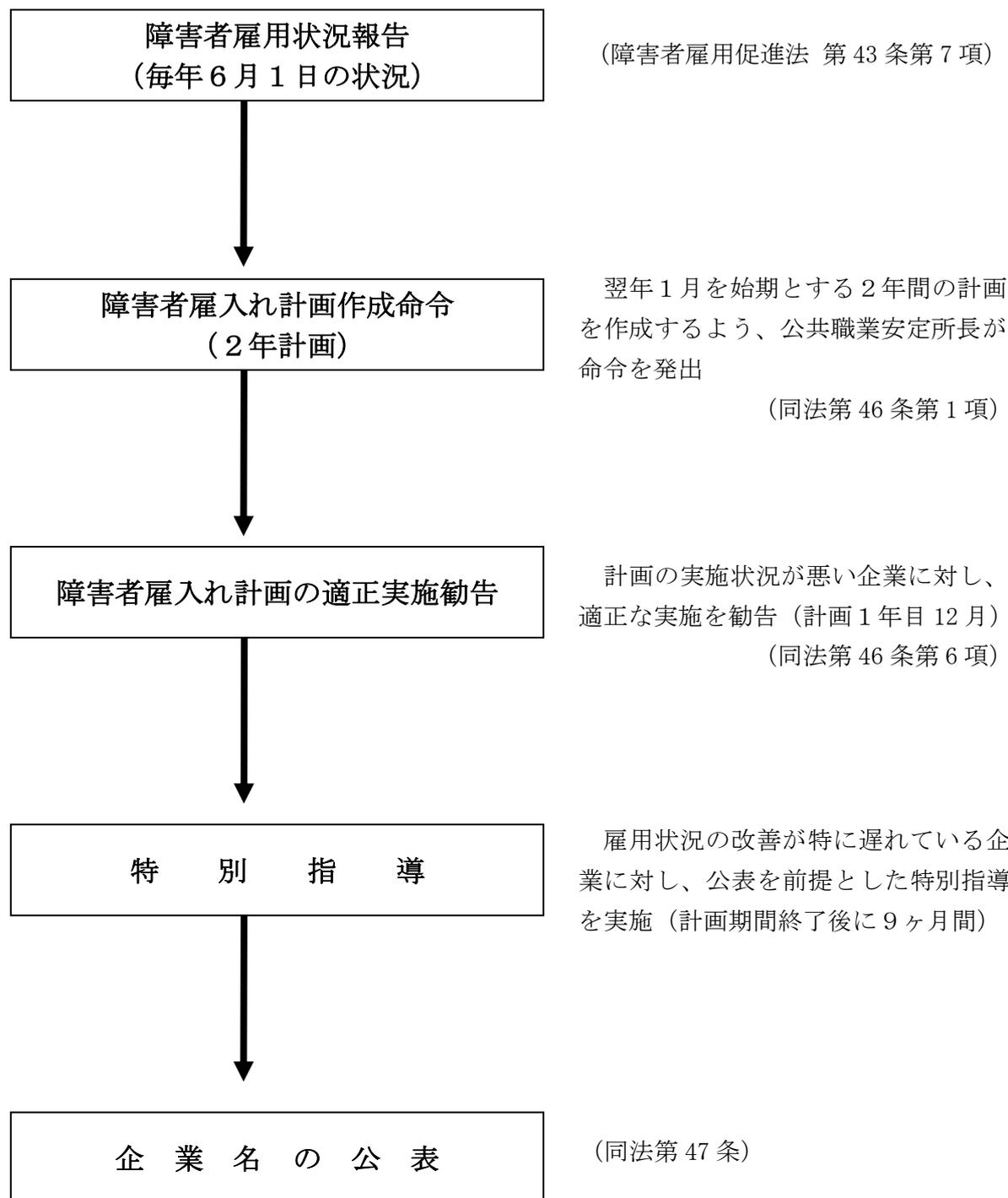
※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ 精神障害者である短時間労働者については、当分の間、その1人をもって1人分としてカウントされる。

※ 重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である特定短時間労働者（1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者）については、0.5人分としてカウントされる。

◎ 民間企業に対する障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「障害者雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し厚生労働省本省による直接指導も実施している。

令和6年6月1日現在における障害者の雇用状況

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率 2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数	⑤ 達成割合
群馬県	296,291.0 人 (285,486.5 人)	6,953.0 人 (6,512.0 人)	2.35 % (2.28 %)	1003 / 1,887 (964 / 1,717)	53.2 % (56.1 %)
全国	28,162,399.0 人 (27,523,661.0 人)	677,461.5 人 (642,178.0 人)	2.41 % (2.33 %)	53,875 / 117,239 (54,239 / 108,202)	46.0 % (50.1 %)

2 県、地方公共団体における在職状況

(1) 県の機関(法定雇用率 2.8%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
計	6,634.5 人	190.5 人	2.87 %	4 / 5	80.0 %
群馬県知事部局	4,841.5 人	137.5 人	2.84 %	1 / 1	100.0 %
その他の県機関	1,793.0 人	53.0 人	2.96 %	3 / 4	75.0 %

(2) 市町村等の機関(法定雇用率 2.8%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
計	19,421.0 人	513.5 人	2.64 %	28 / 39	71.8 %
市町村	18,515.5 人	496.5 人	2.68 %	25 / 35	71.4 %
その他機関	905.5 人	17.0 人	1.88 %	3 / 4	75.0 %

(3) 法定雇用率 2.7%が適用される教育委員会

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
計	13,776.0 人	391.0 人	2.84 %	4 / 6	66.7 %
群馬県教育委員会	11,692.5 人	333.0 人	2.85 %	1 / 1	100.0 %
市町村教育委員会	2,083.5 人	58.0 人	2.78 %	3 / 5	60.0 %

3 地方独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率 2.8%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
計	415.0 人	12.5 人	3.01 %	4 / 4	100.0 %

- 注 1 1及び3の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(対象障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントとしている。
- 4 法定雇用率2.7%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
- 5 ()内は、令和5年6月1日現在の数値である。
- 6 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号まで、「地方独立行政法人等」とは、同令別表第2の第9号及び第10号までの法人を指す。
- 7 特例承認・特例認定や各機関における法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数の変化等により機関数は変動する。

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率 2.5%)

(1) 概況

① 概況

区分	① 企業数 企業 1,887 (1,717)	② 法定雇用 障害者数 の算定 基礎とな る労働者 数 296,291.0 (285,486.5)	③ 障害者の数					④ 実雇用率 $F \div ② \times 100$ %	⑤ 法定雇用 率達成企 業の数 企業 1003 (964)	⑥ 法定雇用 率達成企 業の割合 % 53.2 (56.1)		
			A. 重度身 体障害者 又は知的 障害者	B. 重度以 外の身体 障害者又 は重度以 外の知的 障害者、 および精 神障害者	C. 重度身 体障害者 又は重度 知的障害 者、およ び精神障 害者であ る短時間 労働者	D. 重度以 外の身体 障害者又 は重度以 外の知的 障害者 労働者	E. 重度身 体障害者 又は重度 知的障害 者、およ び精神障 害者であ る特短時 間労働者				F. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5 + E \times 0.5$	G. うち新 規雇用分
群馬県	1,887 (1,717)	296,291.0 (285,486.5)	1,543 (1,501)	3,061 (2,806)	588 (548)	311 (312)	125 (-)	6,953.0 (6,512.0)	1,155.5 (660.5)	2.35 (2.28)	1003 (964)	53.2 (56.1)

[1(1)①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、法律上1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するにあたりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者又は重度以外の知的障害者である短時間労働者」については、法律上1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するにあたり0.5カウントしている。
- A、B欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、C、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間労働者を含む。
- E欄の特定短時間労働者は令和6年の報告から設けられたもので、1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の重度身体障害者又は重度知的障害者、および精神障害者である。
- F欄の「うち新規雇用分」は、令和5年6月2日から令和6年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
()内は、令和5年6月1日現在の数値である。

詳細表

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数 6,953.0 (6,512.0)	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数								
		a. 重度身 体障害者	b. 重度以 外の身体 障害者	c. 重度身 体障害者 である短 時間労働 者	d. 重度以 外の身体 障害者で ある短時 間労働者	e. 重度身 体障害者 である特 定短時間 労働者	f. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5 + e \times 0.5$	g. うち新 規雇用分	a. 重度知 的障害者	b. 重度以 外の知的 障害者	c. 重度知 的障害者 である短 時間労働 者	d. 重度以 外の知的 障害者で ある短時 間労働者	e. 重度知 的障害者 である特 定短時間 労働者	f. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5 + e \times 0.5$	g. うち新 規雇用分	a. 精神障 害者	b. 精神障 害者であ る短時間 労働者	c. 精神障 害者であ る特定短 時間労働 者	d. 計 $a + b + c \times 0.5$	e. うち新 規雇用分
群馬県	6,953.0 (6,512.0)	1,185 (1,151)	1,359 (1,293)	157 (149)	158 (152)	49 (-)	3,989.5 (3,820.0)	538.5 (320.0)	358 (350)	797 (757)	96 (108)	153 (160)	12 (-)	1,691.5 (1,645.0)	226.5 (129.5)	905 (756)	335 (291)	64 (-)	1,272.0 (1,047.0)	390.5 (211.0)

[1(1)②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③のf欄及び④のd欄の計である。
- ②③a欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、法律上1人を2人に相当するものとしており、f欄の計を算出するにあたりダブルカウントを行い、d欄の「重度以外の身体障害者又は重度以外の知的障害者である短時間労働者」については、法律上1人を0.5人に相当するものとしており、f欄の計を算出するにあたり0.5カウントしている。
- ②③のab欄及び④のa欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のcd欄及び④のb欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- ②③のe欄及び④のc欄の特定短時間労働者は令和6年の報告から設けられたもので、1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者数である。
- ②③のg欄及び④のe欄の「うち新規雇用分」は、令和5年6月2日から令和6年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- ()内は令和5年6月1日現在の数値である。

(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定基礎となる労働者数		③ 障害者の数					④ 実雇用率 F÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合	
		A. 重度身体障害者又は重度知的障害者	B. 重度身体障害者又は重度知的障害者および精神障害者	C. 重度身体又は重度知的障害者、および精神障害者である特定短時間労働者	D. 重度以外の身体障害者又は重度以外の知的障害者である短時間労働者	E. 重度身体障害者又は重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者	F. 計 A×2+B+C+D×0.5+E×0.5	G. うち新規雇用分				
規模計	1,887 (1,717)	296,291.0 (285,486.5)	1,543 (1,501)	3,061 (2,806)	588 (548)	311 (312)	125 (0)	6,953.0 (6,512.0)	1,155.5 (660.5)	2.35 (2.28)	1,003 (964)	53.2 (56.1)
40.0～43.5未満	113 (0)	4,686.0 (0.0)	12 (0)	38 (0)	3 (0)	2 (0)	4 (0)	68.0 (0.0)	0.0 (0.0)	1.45 (0.00)	46 (0)	40.7 (0.0)
43.5～100未満	1,059 (995)	66,857.0 (62,749.5)	267 (253)	603 (554)	171 (147)	105 (104)	22 (0)	1,371.5 (1,259.0)	280.0 (161.0)	2.05 (2.01)	561 (538)	53.0 (54.1)
100～200未満	401 (407)	52,102.5 (52,777.5)	266 (250)	579 (544)	153 (140)	68 (70)	17 (0)	1,306.5 (1,219.0)	222.5 (139.0)	2.51 (2.31)	246 (246)	61.3 (60.4)
200～300未満	132 (136)	29,325.5 (29,986.5)	173 (166)	272 (285)	50 (54)	34 (33)	20 (0)	695.0 (687.5)	106.5 (58.5)	2.37 (2.29)	67 (82)	50.8 (60.3)
300～500未満	101 (100)	35,452.0 (34,959.0)	193 (188)	397 (380)	74 (82)	40 (29)	26 (0)	890.0 (852.5)	168.0 (73.0)	2.51 (2.44)	50 (54)	49.5 (54.0)
500～1,000未満	53 (53)	32,555.0 (32,546.0)	167 (181)	314 (294)	79 (76)	26 (31)	13 (0)	746.5 (747.5)	133.5 (80.0)	2.29 (2.30)	21 (29)	39.6 (54.7)
1,000以上	28 (26)	75,313.0 (72,468.0)	465 (463)	858 (749)	58 (49)	36 (45)	23 (0)	1,875.5 (1,746.5)	245.0 (149.0)	2.49 (2.41)	12 (15)	42.9 (57.7)

注 1(1)①の表と同じ ※43.5～100人未満の「G.うち新規雇用分280.0人」には40～43.5人未満の「G.うち新規雇用分」を含む

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数		② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数			④ 精神障害者の数					
	A. 重度身体障害者	B. 重度以外の身体障害者	C. 重度身体障害者である短時間労働者	D. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	E. 重度身体障害者である特定短時間労働者	F. A×2+B+C+D×0.5+E×0.5	A. 重度知的障害者	B. 重度以外の知的障害者	C. 重度知的障害者である短時間労働者	D. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	E. 重度知的障害者である特定短時間労働者	F. A×2+B+C+D×0.5+E×0.5	A. 精神障害者	B. 精神障害者である短時間労働者	C. 精神障害者である特定短時間労働者	D. A+B+C×0.5
規模計	6,953.0 (6,512.0)	1,185 (1,151)	1,359 (1,293)	157 (149)	49 (0)	3,989.5 (3,820.0)	358 (350)	797 (757)	96 (108)	153 (160)	12 (0)	1,691.5 (1,645.0)	905 (756)	335 (291)	64 (0)	1,272.0 (1,047.0)
40.0～43.5未満	68.0 (0.0)	11 (0)	22 (0)	3 (0)	2 (0)	49.0 (0.0)	1 (0)	12 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	14.0 (0.0)	4 (0)	0 (0)	2 (0)	5.0 (0.0)
43.5～100未満	1,371.5 (1,259.0)	197 (181)	296 (263)	44 (40)	10 (0)	765.0 (691.5)	70 (72)	139 (150)	27 (28)	53 (51)	3 (0)	334.0 (347.5)	168 (141)	100 (79)	9 (0)	272.5 (220.0)
100～200未満	1,306.5 (1,219.0)	199 (193)	234 (239)	44 (35)	6 (0)	691.0 (673.5)	67 (57)	166 (155)	46 (49)	44 (43)	2 (0)	369.0 (339.5)	179 (150)	63 (56)	9 (0)	246.5 (206.0)
200～300未満	695.0 (687.5)	123 (121)	131 (147)	16 (17)	6 (0)	407.5 (413.5)	50 (45)	66 (72)	5 (8)	11 (18)	2 (0)	177.5 (179.0)	75 (66)	29 (29)	12 (0)	110.0 (95.0)
300～500未満	890.0 (852.5)	142 (131)	165 (166)	20 (25)	4 (0)	481.0 (460.0)	51 (57)	102 (103)	11 (13)	20 (15)	1 (0)	225.5 (237.5)	130 (111)	43 (44)	21 (0)	183.5 (155.0)
500～1,000未満	746.5 (747.5)	140 (151)	134 (132)	18 (18)	7 (0)	444.0 (461.0)	27 (30)	80 (69)	4 (7)	9 (13)	3 (0)	144.0 (142.5)	100 (93)	57 (51)	3 (0)	158.5 (144.0)
1,000以上	1,875.5 (1,746.5)	373 (374)	377 (346)	12 (14)	14 (0)	1,152.0 (1,120.5)	92 (89)	232 (208)	3 (3)	16 (20)	1 (0)	427.5 (399.0)	249 (195)	43 (32)	8 (0)	296.0 (227.0)

注 1(1)②表と同じ

(3) 産業別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 F÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合	
			A. 重度身体障害者又は知的障害者	B. 重度以外の身体障害者又は知的障害者	C. 重度身体障害者又は知的障害者、および精神障害者である短時間労働者	D. 重度以外の身体障害者又は知的障害者である短時間労働者	E. 重度身体障害者又は知的障害者、および精神障害者である短時間労働者				F. 計 A×2+B+C+D ×0.5+E×0.5
産業計	1,887 (1,717)	296,291.0 (285,486.5)	1,543 (1,501)	3,061 (2,806)	588 (548)	311 (312)	125 (0)	6,953.0 (6,512.0)	2.35% (2.28%)	1,003 (964)	53.2 (56.1)
農,林,漁業	12 (11)	1,032.0 (865.0)	4 (3)	14 (15)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	22.0 (21.0)	2.13 (2.43)	8 (8)	66.7 (72.7)
鉱業,採石業,砂利採取業	2 (2)	111.0 (108.0)	1 (1)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4.0 (3.0)	3.60 (2.78)	2 (2)	100.0 (100.0)
建設業	70 (58)	7,639.5 (7,213.5)	38 (39)	75 (66)	10 (9)	2 (2)	0 (0)	162.0 (154.0)	2.12 (2.13)	30 (29)	42.9 (50.0)
製造業	591 (542)	87,089.5 (85,604.5)	468 (464)	1,034 (943)	79 (69)	40 (45)	8 (0)	2,073.0 (1,962.5)	2.38 (2.29)	349 (340)	59.1 (62.7)
電気・ガス・熱供給・水道業	5 (4)	271.5 (237.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.00 (0.00)	0 (0)	0.0 (0.0)
情報通信業	29 (23)	4,392.5 (3,907.5)	15 (16)	41 (36)	6 (4)	1 (2)	0 (0)	77.5 (73.0)	1.76 (1.87)	11 (13)	37.9 (56.5)
運輸業,郵便業	132 (114)	13,862.0 (12,819.5)	88 (83)	157 (133)	20 (32)	10 (12)	7 (0)	361.5 (337.0)	2.61 (2.63)	78 (69)	59.1 (60.5)
卸売業,小売業	220 (189)	70,653.5 (66,029.0)	381 (356)	704 (612)	89 (86)	59 (52)	29 (0)	1,599.0 (1,436.0)	2.26 (2.17)	94 (83)	42.7 (43.9)
金融業,保険業	18 (18)	9,404.0 (9,571.0)	65 (66)	67 (65)	5 (4)	2 (4)	1 (0)	203.5 (203.0)	2.16 (2.12)	8 (7)	44.4 (38.9)
不動産業,物品賃貸業	32 (25)	3,892.0 (3,478.5)	14 (15)	24 (22)	10 (9)	3 (2)	0 (0)	63.5 (62.0)	1.63 (1.78)	11 (11)	34.4 (44.0)
学術研究,専門・技術サービス業	39 (35)	3,742.0 (3,526.0)	14 (13)	24 (20)	6 (3)	0 (0)	0 (0)	58.0 (49.0)	1.55 (1.39)	17 (16)	43.6 (45.7)
宿泊業,飲食サービス業	59 (49)	4,946.5 (4,381.0)	13 (7)	42 (41)	16 (14)	9 (9)	9 (0)	93.0 (73.5)	1.88 (1.68)	33 (27)	55.9 (55.1)
生活関連サービス業,娯楽業	42 (41)	5,707.5 (5,730.5)	49 (50)	60 (56)	30 (32)	15 (18)	6 (0)	198.5 (197.0)	3.48 (3.44)	20 (22)	47.6 (53.7)
教育,学習支援業	36 (33)	4,341.5 (4,135.5)	17 (16)	31 (25)	4 (3)	1 (0)	1 (0)	70.0 (60.0)	1.61 (1.45)	13 (12)	36.1 (36.4)
医療,福祉	370 (358)	48,010.5 (47,236.5)	239 (243)	493 (492)	257 (237)	139 (131)	40 (0)	1,317.5 (1,280.5)	2.74 (2.71)	224 (225)	60.5 (62.8)
複合サービス事業	19 (19)	4,178.0 (4,291.0)	18 (18)	43 (42)	8 (5)	4 (3)	2 (0)	90.0 (84.5)	2.15 (1.97)	10 (9)	52.6 (47.4)
サービス業	211 (196)	27,017.5 (26,352.5)	119 (111)	250 (237)	48 (41)	26 (32)	22 (0)	560.0 (516.0)	2.07 (1.96)	95 (91)	45.0 (46.4)

注 1 (1)①の表と同じ
※ 産業計はその他分類不能の産業を含む。

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数		② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数			
	うち新規雇用分	計	a. 重度身体障害者	b. 重度以外の身体障害者	c. 重度身体障害者である短期労働者	d. 重度以外の身体障害者である短期労働者	e. 重度身体障害者である短期労働者	f. 計	a. 重度知的障害者	b. 重度以外の知的障害者	c. 重度知的障害者である短期労働者	d. 重度以外の知的障害者である短期労働者	e. 重度知的障害者である短期労働者	f. 計	a. 精神障害者	b. 精神障害者である短期労働者	c. 精神障害者である特定短時間労働者	d. 計
産業計	6,953.0 (6,512.0)	1,155.5 (660.5)	1,185 (1,151)	1,359 (1,293)	157 (149)	158 (152)	49 (0)	3,989.5 (3,820.0)	358 (350)	797 (757)	96 (108)	153 (160)	12 (0)	1,691.5 (1,645.0)	905 (756)	335 (291)	64 (0)	1272.0 (1047.0)
農、林、漁業	22.0 (21.0)	0.0 (0.0)	4 (3)	7 (7)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	15.0 (13.0)	0 (0)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	6.0 (6.0)	1 (2)	0 (0)	0 (0)	1.0 (2.0)
鉱業、採石業、砂利採取業	4.0 (3.0)	0.0 (0.0)	1 (1)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4.0 (3.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)
建設業	162.0 (154.0)	25.0 (21.0)	34 (35)	43 (35)	3 (3)	2 (1)	0 (0)	115.0 (108.5)	4 (4)	7 (7)	2 (0)	0 (1)	0 (0)	17.0 (15.5)	25 (24)	5 (6)	0 (0)	30.0 (30.0)
製造業	2,073.0 (1,962.5)	298.5 (154.0)	343 (343)	406 (385)	29 (26)	17 (22)	3 (0)	1131.0 (1108.0)	125 (121)	332 (307)	7 (5)	23 (23)	0 (0)	600.5 (565.5)	296 (251)	43 (38)	5 (0)	341.5 (289.0)
電気・ガス・熱供給・水道業	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)
情報通信業	77.5 (73.0)	16.0 (5.0)	15 (16)	18 (16)	3 (3)	1 (2)	0 (0)	51.5 (52.0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1.0 (0.0)	22 (20)	3 (1)	0 (0)	0 (0)	25.0 (21.0)
運輸業、郵便業	361.5 (337.0)	60.0 (20.5)	80 (75)	99 (87)	7 (10)	8 (9)	2 (0)	271.0 (251.5)	8 (8)	14 (15)	3 (6)	2 (3)	34.0 (38.5)	44 (31)	10 (16)	5 (0)	56.5 (47.0)	
卸売業、小売業	1,599.0 (1,436.0)	241.0 (159.0)	293 (280)	313 (290)	22 (21)	30 (22)	11 (0)	941.5 (882.0)	88 (76)	196 (176)	5 (14)	29 (30)	1 (0)	392.0 (357.0)	195 (146)	62 (51)	17 (0)	265.5 (197.0)
金融業、保険業	203.5 (203.0)	23.5 (11.5)	64 (65)	45 (45)	4 (4)	1 (3)	1 (0)	178.0 (180.5)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	2.5 (2.5)	22 (20)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	23.0 (20.0)
不動産業、物品賃貸業	63.5 (62.0)	8.5 (9.0)	12 (12)	14 (13)	0 (1)	3 (2)	0 (0)	39.5 (39.0)	2 (3)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	8.0 (10.0)	6 (5)	10 (8)	0 (0)	16.0 (13.0)	
学術研究、専門・技術サービス業	58.0 (49.0)	10.0 (2.0)	14 (13)	14 (12)	4 (2)	0 (0)	46.0 (40.0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	2.0 (2.0)	8 (6)	2 (1)	0 (0)	10.0 (7.0)	
宿泊業、飲食サービス業	93.0 (73.5)	26.0 (11.0)	10 (4)	18 (19)	6 (8)	4 (2)	3 (0)	47.5 (36.0)	3 (3)	14 (11)	0 (0)	5 (7)	2 (0)	23.5 (20.5)	10 (11)	10 (6)	4 (0)	22.0 (17.0)
生活関連サービス業、娯楽業	198.5 (197.0)	34.5 (18.5)	14 (13)	13 (10)	2 (5)	7 (10)	2 (0)	47.5 (46.0)	35 (37)	31 (29)	6 (6)	8 (8)	1 (0)	111.5 (113.0)	16 (17)	22 (21)	3 (0)	39.5 (38.0)
教育、学習支援業	70.0 (60.0)	16.5 (12.0)	16 (15)	15 (17)	1 (1)	1 (0)	49.0 (48.0)	1 (1)	1 (2)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	4.0 (4.0)	14 (6)	3 (2)	0 (0)	17.0 (8.0)	
医療、福祉	1,317.5 (1,280.5)	263.0 (168.5)	189 (188)	205 (215)	52 (43)	64 (59)	14 (0)	674.0 (663.5)	50 (55)	130 (143)	71 (72)	75 (72)	6 (0)	341.5 (361.0)	158 (134)	134 (122)	20 (0)	302.0 (256.0)
複合サービス事業	90.0 (84.5)	15.5 (5.0)	13 (12)	29 (29)	3 (3)	2 (1)	0 (0)	59.0 (56.5)	5 (6)	8 (8)	1 (0)	2 (2)	20.0 (21.0)	6 (5)	4 (2)	2 (0)	11.0 (7.0)	
サービス業	560.0 (516.0)	117.5 (63.5)	83 (76)	118 (112)	21 (19)	18 (19)	12 (0)	320.0 (292.5)	36 (35)	50 (47)	1 (5)	8 (13)	2 (0)	128.0 (128.5)	82 (78)	26 (17)	8 (0)	112.0 (95.0)

詳細表

(4) 身体障害者の部位別雇用状況

① 概況

区分	障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類の身体障害者数				身体障害者計
	視覚障害者	聴覚又は 平衡機能障害者	音声・言語・ そしゃく機能障害者	肢体不自由者	
民間企業	105 (93)	323 (305)	21 (19)	1,346 (1,323)	2,800 (2,706)

注 「身体障害者計」欄には、種類別の身体障害者数について未記入の場合が含まれない。()内は、令和5年6月1日現在の数値で

② 企業規模別の雇用状況

区分	障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類の身体障害者数					身体障害者計
	視覚障害者	聴覚又は 平衡機能障害者	音声・言語・ そしゃく機能障害者	肢体不自由者	内部障害者	
40.0～	2	1	1	21	11	36
43.5人未満	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
43.5～	22	60	7	245	229	563
100人未満	(22)	(47)	(4)	(244)	(214)	(531)
100～	10	49	2	229	183	473
200人未満	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
200～	14	43	2	136	101	296
300人未満	(26)	(92)	(7)	(381)	(277)	(783)
300～	16	42	2	160	120	340
500人未満	(9)	(40)	(1)	(172)	(114)	(336)
500～	8	48	1	142	111	310
1,000人未満	(9)	(47)	(2)	(139)	(122)	(319)
1,000人以上	33	80	6	413	250	782
	(27)	(79)	(5)	(387)	(239)	(737)

注 ①と同じ

※200～300人未満の()内の数値は、100～200人未満の()内の数値を含む。

③ 産業別の雇用状況

区分	③ 障害者の数						身体障害者計
	視覚障害者	聴覚又は 平衡機能障害者	音声・言語・ そしゃく機能障害者	肢体不自由者	内部障害者	身体障害者計	
農,林,漁業	1 (1)	0 (0)	0 (0)	6 (6)	3 (3)	10 (10)	
鉱業,採石業,砂利採取業	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (1)	1 (1)	3 (2)	
建設業	1 (1)	6 (5)	0 (0)	35 (29)	40 (38)	82 (73)	
製造業	21 (19)	133 (134)	8 (6)	341 (345)	269 (267)	772 (771)	
電気・ガス・熱供給・水道業	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
情報通信業	0 (0)	6 (5)	0 (0)	17 (17)	14 (15)	37 (37)	
運輸業,郵便業	5 (1)	16 (22)	0 (2)	87 (80)	77 (70)	185 (175)	
卸売業,小売業	26 (20)	40 (28)	5 (5)	352 (324)	224 (213)	647 (590)	
金融業,保険業	1 (1)	22 (23)	0 (0)	43 (46)	47 (47)	113 (117)	
不動産業,物品賃貸業	1 (1)	1 (1)	0 (0)	15 (15)	11 (11)	28 (28)	
学術研究,専門・技術サービス業	2 (2)	0 (0)	1 (0)	13 (10)	15 (15)	31 (27)	
宿泊業,飲食サービス業	3 (1)	7 (3)	1 (0)	13 (16)	14 (13)	38 (33)	
生活関連サービス業,娯楽業	0 (1)	3 (4)	0 (0)	21 (20)	10 (13)	34 (38)	
教育,学習支援業	2 (2)	1 (2)	0 (0)	15 (14)	15 (15)	33 (33)	
医療,福祉	38 (40)	66 (55)	5 (5)	242 (259)	154 (143)	505 (502)	
複合サービス事業	0 (0)	2 (3)	1 (0)	28 (27)	15 (15)	46 (45)	
サービス業	4 (3)	20 (20)	0 (1)	116 (114)	96 (87)	236 (225)	

注 ①と同じ。

(5) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	①法定雇用率未達成企業の数	②不足数						③障害者の数が0人である企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上9人以下	9.5人以上	
規模計	884 (100.0%) (100.0%)	636 (71.9%)	143 (16.2%)	57 (6.4%)	35 (4.0%)	10 (1.1%)	3 (0.3%)	528 (59.7%) (100.0%)
40～100人未満	565 (100.0%) (63.9%)	519 (91.9%)	46 (8.1%)	—	—	—	—	490 (86.7%) (92.8%)
100～200人未満	155 (100.0%) (17.5%)	77 (49.7%)	58 (37.4%)	20 (12.9%)	—	—	—	36 (23.2%) (6.8%)
200～300人未満	65 (100.0%) (7.4%)	24 (36.9%)	23 (35.4%)	8 (12.3%)	9 (13.8%)	1 (1.5%)	—	2 (3.1%) (0.4%)
300～500人未満	51 (100.0%) (5.8%)	14 (27.5%)	7 (13.7%)	17 (33.3%)	11 (21.6%)	2 (3.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%) (0.0%)
500～1,000人未満	32 (100.0%) (3.6%)	2 (6.3%)	6 (18.8%)	9 (28.1%)	11 (34.4%)	3 (9.4%)	1 (3.1%)	0 (0.0%) (0.0%)
1,000人以上	16 (100.0%) (1.8%)	0 (0.0%)	3 (18.8%)	3 (18.8%)	4 (25.0%)	4 (25.0%)	2 (12.5%)	0 (0.0%) (0.0%)

注)①の各項目の3段目は未達成企業全数に占める割合。また、③の各項目の3段目は0人雇用企業全数に占める割合。

2 地方公共団体における障害者の在職状況

(1) 群馬県の状況（法定雇用率 2.8%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(人)	② 障害者の数(人)	③ 実雇用率(%)	④ 不足数(人)	備考
合 計	6,634.5	190.5	2.87	0.5	
群馬県知事部局	4,841.5	137.5	2.84	0.0	
群馬県病院局	893.5	24.5	2.74	0.5	
群馬県企業局	318.5	10.0	3.14	0.0	
群馬県警察本部	542.5	16.5	3.04	0.0	
群馬県議会事務局	38.5	2.0	5.19	0.0	

※ 群馬県病院局については、令和6年12月時点で達成している。

(2) 群馬県教育委員会の状況（法定雇用率 2.7%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(人)	② 障害者の数(人)	③ 実雇用率(%)	④ 不足数(人)	備考
群馬県教育委員会	11,692.5	333.0	2.85	0.0	

(3) 市町村等の教育委員会の状況（法定雇用率 2.7%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(人)	② 障害者の数(人)	③ 実雇用率(%)	④ 不足数(人)	備考
合 計	2,083.5	58.0	2.78	1.5	
前橋市教育委員会	617.5	18.5	3.00	0.0	
高崎市教育委員会	931.0	25.0	2.69	0.0	
伊勢崎市教育委員会	426.5	14.0	3.28	0.0	
利根沼田学校組合教育委員会	49.0	0.5	1.02	0.5	
甘楽町教育委員会	59.5	0.0	0.00	1.0	

(2) + (3)	13,776.0	391.0	2.84	1.5	
-----------	----------	-------	------	-----	--

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。
また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間勤務職員である精神障害者(当分の間)については、1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員については、法律上1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

詳細表

(4) 市町村の状況（法定雇用率 2.8%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(人)	② 障害者の数(人)	③ 実雇用率(%)	④ 不足数(人)	備考
合 計	18,515.5	496.5	2.68	26.0	
前橋市	2,390.0	61.0	2.55	5.0	
高崎市	2,427.0	74.0	3.05	0.0	
桐生市	1,208.5	34.5	2.85	0.0	特例認定あり(注4)
伊勢崎市	1,183.0	34.0	2.87	0.0	
太田市	1,776.5	44.0	2.48	5.0	特例認定あり(注4)
館林市	873.5	26.5	3.03	0.0	特例認定あり(注4)
沼田市	608.0	16.0	2.63	1.0	特例認定あり(注4)
富岡市	620.0	17.5	2.82	0.0	特例認定あり(注4)
藤岡市	787.5	17.5	2.22	4.5	特例認定あり(注4)
渋川市	946.5	26.5	2.80	0.0	特例認定あり(注4)
安中市	900.0	21.0	2.33	4.0	特例認定あり(注4)
みどり市	611.5	17.0	2.78	0.0	特例認定あり(注4)
榛東村	101.0	2.0	1.98	0.0	
吉岡町	223.5	4.0	1.79	2.0	
神流町	101.5	2.0	1.97	0.0	
上野村	61.0	1.0	1.64	0.0	
甘楽町	100.0	2.0	2.00	0.0	
下仁田町	133.0	3.0	2.26	0.0	
南牧村	53.0	0.0	0.00	1.0	
中之条町	305.0	7.0	2.30	1.0	
東吾妻町	287.5	8.0	2.78	0.0	
長野原町	132.5	2.0	1.51	1.0	
嬭恋村	213.0	5.0	2.35	0.0	
草津町	161.0	4.0	2.48	0.0	
高山村	95.0	2.0	2.11	0.0	
片品村	99.5	3.0	3.02	0.0	
川場村	69.0	2.0	2.90	0.0	
みなかみ町	296.0	6.5	2.20	1.5	
昭和村	139.0	4.0	2.88	0.0	
玉村町	306.5	8.0	2.61	0.0	
板倉町	212.5	5.0	2.35	0.0	
明和町	222.5	7.0	3.15	0.0	
千代田町	187.5	5.0	2.67	0.0	
大泉町	376.5	14.0	3.72	0.0	
邑楽町	307.5	10.5	3.41	0.0	

※ 前橋市、沼田市、安中市、吉岡町については、令和6年12月時点で達成している。

(5) その他の機関（法定雇用率 2.8%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(人)	② 障害者の数(人)	③ 実雇用率(%)	④ 不足数(人)	備考
合 計	905.5	17.0	1.88	7.0	
前橋市水道局	158.0	4.0	2.53	0.0	
高崎市上下水道事業	127.0	3.0	2.36	0.0	
伊勢崎市水道局	73.0	2.0	2.74	0.0	
伊勢崎市病院事業	547.5	8.0	1.46	7.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。
また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間勤務職員である精神障害者(当分の間)については、1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員については、法律上1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 注4の機関は、特例認定を受けている。
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。
- 5 法定雇用率2.8%が適用される教育委員会とは(任命権者が教育長である等により)法定雇用率2.7%が適用される一定の市町村の教育委員会以外の教育委員会である。

特例認定一覧（市町村の機関）

地方認定機関（A）	みなされることとなる機関（B）	
富岡市	富岡市教育委員会	
安中市	安中市教育委員会	
桐生市	桐生市教育委員会	桐生市水道局
沼田市	沼田市教育委員会	
藤岡市	藤岡市教育委員会	
館林市	館林市教育委員会	
太田市	太田市教育委員会	
渋川市	渋川市教育委員会	
みどり市	みどり市教育委員会	

3 地方独立行政法人等における雇用状況

地方独立行政法人等（法定雇用率 2.8%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(人)	② 障害者の数(人)	③ 実雇用率(%)	④ 不足数(人)	備考
合 計	415.0	12.5	3.01	0.0	
公立大学法人高崎経済大学	115.0	3.0	2.61	0.0	
公立大学法人前橋工科大学	68.0	3.0	4.41	0.0	
群馬県公立大学法人	112.0	3.5	3.13	0.0	
群馬県住宅供給公社	120.0	3.0	2.50	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。
また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間勤務職員である精神障害者（当分の間）については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員については、法律上1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 「地方独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の9号から10号までの法人を指す。

(参考1) 民間企業における雇用状況の推移

群馬県

(各年6月1日現在)

年	障害者の数(人)		実雇用率(%)		法定雇用率達成企業の割合(%)	
		対前年増減		対前年増減		対前年増減
昭和60年	1,654	70	1.41	0.01	60.1	2.5
61	1,722	68	1.41	0.00	63.8	3.7
62	1,632	△ 90	1.48	0.07	64.0	0.2
63	1,826	194	1.56	0.08	57.2	△ 6.8
平成元年	1,903	77	1.58	0.02	59.5	2.3
2	1,959	56	1.58	0.00	61.1	1.6
3	2,061	102	1.58	0.00	59.7	△ 1.4
4	2,124	63	1.58	0.00	60.1	0.4
5	2,183	59	1.59	0.01	56.5	△ 3.6
6	2,184	1	1.59	0.00	57.1	0.6
7	2,192	8	1.59	0.00	60.1	3.0
8	2,195	3	1.59	0.00	61.0	0.9
9	2,287	92	1.60	0.01	61.1	0.1
10	2,287	0	1.60	0.00	59.8	△ 1.3
11	2,261	△ 26	1.54	△ 0.06	51.2	△ 8.6
12	2,194	△ 67	1.47	△ 0.07	48.5	△ 2.7
13	2,237	43	1.43	△ 0.04	44.1	△ 4.4
14	2,273	36	1.47	0.04	45.8	1.7
15	2,317	44	1.48	0.01	48.0	2.2
16	2,448	131	1.46	△ 0.02	46.8	△ 1.2
17	2,535	87	1.49	0.03	49.1	2.3
18	2,700	165	1.52	0.03	49.3	0.2
19	2,879.0	179	1.48	△ 0.04	47.2	△ 2.1
20	2,997.0	118.0	1.50	0.02	47.4	0.2
21	3,152.0	155.0	1.56	0.06	47.0	△ 0.4
22	3,375.5	223.5	1.62	0.06	51.6	4.6
23	3,593.5	218.0	1.55	△ 0.07	46.4	△ 0.6
24	3,726.5	133.0	1.59	0.04	47.8	1.4
25	4,071.0	344.5	1.73	0.14	48.1	0.3
26	4,368.0	297.0	1.79	0.06	51.6	3.5
27	4,479.5	111.5	1.80	0.01	52.3	0.7
28	4,782.5	303.0	1.90	0.10	56.4	4.1
29	5,041.5	259.0	1.96	0.06	57.5	1.1
30	5,591.5	550.0	2.06	0.10	53.4	△ 4.1
令和元年	5,859.0	267.5	2.14	0.08	56.0	2.6
2	5,920.0	61.0	2.16	0.02	56.6	0.6
3	6,136.0	216.0	2.19	0.03	55.1	△ 1.5
4	6,313.0	177.0	2.21	0.02	54.3	△ 0.8
5	6,512.0	199.0	2.28	0.07	56.1	1.8
6	6,953.0	441.0	2.35	0.07	53.2	△ 2.9

注1

法定雇用率の推移は次のとおりである。

- ・平成25年～平成29年・・・2.0%
- ・平成30年～令和2年・・・2.2%
- ・令和3年3月～令和5年・・・2.3%
- ・令和6年4月～・・・2.5%
- ・令和8年7月～・・・2.7%

注2

障害者の数とは、次に掲げる者の合計である。

～昭和62年

- ・身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）

昭和63年～平成4年

- ・身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
- ・知的障害者

平成5年～平成17年

- ・身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
- ・知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
- ・重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者

平成18年～平成22年

- ・身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
- ・知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
- ・精神障害者
- ・重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者（精神障害者である短時間労働者は0.5カウント）

平成23年～

- ・身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
- ・知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
- ・精神障害者
- ・重度身体障害者、重度知的障害者、重度以外身体障害者、重度以外知的障害者又は精神障害者である短時間労働者（重度以外身体障害者、重度以外知的障害者は0.5カウント）（※）

※ 令和5年度から当分の間、精神障害者である短時間労働者は1人とカウントしている。

令和6年4月1日～

- ・身体障害者（1人1カウント、重度身体障害者はダブルカウント）
- ・知的障害者（1人1カウント、重度知的障害者はダブルカウント）
- ・精神障害者（1人1カウント（当分の間））
- ・短時間：週20時間以上30時間未満 重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者（1人1カウント）
- ・短時間：週20時間以上30時間未満 重度以外身体障害者、重度以外知的障害者（1人0.5カウント）
- ・特定短時間：週10時間以上20時間未満 重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者（1人0.5カウント）

(参考2) 都道府県別の実雇用率等の状況

注 都道府県別の状況は、企業の主たる事務所(特例子会社等の認定を受けている企業にあっては、その親会社の主たる事務所)が所在する都道府県において集計したものである。

都道府県名	実雇用率	(対前年増減)	法定雇用率達成 企業の割合	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の数	
全国	2.41	0.08	46.0	△4.1	53,875	117,239
北海道	2.64	0.06	49.5	△3.6	2,088	4,218
青森	2.49	△0.06	51.6	△5.4	578	1,121
岩手	2.50	0.08	55.4	△3.8	605	1,093
宮城	2.39	0.10	49.4	△1.7	851	1,724
秋田	2.49	0.09	58.8	△5.4	521	886
山形	2.37	0.06	52.7	△4.5	550	1,044
福島	2.41	0.12	54.8	△1.9	901	1,645
茨城	2.33	0.01	45.6	△5.9	840	1,842
栃木	2.48	0.09	54.0	△4.3	815	1,509
群馬	2.35	0.07	53.2	△2.9	1,003	1,887
埼玉	2.47	0.05	45.5	△4.1	1,844	4,053
千葉	2.40	0.02	47.3	△5.3	1,490	3,150
東京	2.29	0.08	30.5	△3.9	7,626	24,995
神奈川	2.40	0.11	43.7	△2.9	2,409	5,512
新潟	2.45	0.07	55.2	△5.3	1,204	2,182
富山	2.36	0.04	49.4	△6.2	575	1,165
石川	2.61	0.12	52.6	△3.1	666	1,266
福井	2.61	0.03	56.7	△3.4	476	839
山梨	2.37	0.12	57.4	△3.4	405	705
長野	2.47	0.05	54.7	△7.6	1,050	1,918
岐阜	2.53	0.06	53.0	△3.2	950	1,794
静岡	2.43	0.06	51.4	△4.0	1,765	3,433
愛知	2.36	0.08	46.5	△5.0	3,459	7,434
三重	2.52	△0.04	57.6	△4.3	822	1,426
滋賀	2.66	0.14	54.1	△5.1	560	1,036
京都	2.43	0.06	48.7	△5.0	1,059	2,175
大阪	2.44	0.09	41.7	△4.4	3,982	9,543
兵庫	2.47	0.11	47.9	△4.3	1,893	3,948
奈良	3.00	△0.06	60.5	△4.7	454	750
和歌山	2.78	0.07	59.0	△5.3	413	700
鳥取	2.56	0.09	61.1	△3.1	316	517
島根	2.89	0.06	66.3	△3.3	443	668
岡山	2.58	0.00	50.8	△5.2	872	1,718
広島	2.54	0.06	49.1	△2.9	1,295	2,636
山口	2.77	0.00	54.4	△4.1	562	1,034
徳島	2.42	0.02	57.6	△5.8	323	561
香川	2.31	0.12	55.2	△1.9	535	970
愛媛	2.57	0.06	50.2	△4.5	594	1,183
高知	2.53	0.02	55.7	△7.9	338	607
福岡	2.43	0.05	47.5	△5.0	2,120	4,463
佐賀	2.87	0.07	62.6	△5.3	446	712
長崎	2.88	0.03	57.4	△4.8	652	1,135
熊本	2.59	0.07	53.1	△6.3	779	1,466
大分	2.77	0.05	60.8	△4.3	598	984
宮崎	2.87	0.21	63.5	△2.0	596	939
鹿児島	2.66	0.04	57.2	△3.8	826	1,444
沖縄	3.39	0.15	60.0	△5.2	726	1,209